

福井市すくすく保育支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県が行う「福井県すくすく保育支援事業」に基づいて、子育て家庭の経済的負担を軽減し、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを保育の分野で進めるため、市が行うすくすく保育副食材料費軽減事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象児童)

第2条 市は、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を利用する教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第19条第1項第1号および第2号（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）に掲げる小学校就学前子どもに限る。）の中で、世帯の市町村民税所得割額合算が、教育認定子どもについて77,101円以上、保育認定子どもについて57,700円以上である第3子以降の児童の副食材料費を軽減する措置を講ずる（以下「対象児童」という。）とする。

(対象施設)

第3条 市から教育・保育給付認定を受けた対象児童が在籍している特定教育・保育施設（以下「対象施設」という。）とする。

(支給方法)

第4条 対象児童に係る副食材料費について1人あたり上限月額4,500円を対象児童が利用した対象施設へ支払うものとする。ただし、以下の場合は、その副食材料費を除く額とする。

- (1) 長期休業期間
- (2) 弁当等により保護者に副食材料の持参を依頼した日
- (3) おやつだけの提供等、副食の一部のみを提供する日

(請求期間)

第5条 請求は対象児童が在籍する対象施設が市に行い、請求のあった日から30日以内に対象施設に支払うものとする。

(支給後の請求)

第6条 市は、支給後、対象施設が要綱に違反していることが判明したときは、その支給した額の全部又はその一部を請求することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日に施行する。